



第十五卷 第二號

(通卷第五十八號)

昭和五年四月發行

研 究

文久元年に於ける外國公使江戸退去問題に就て (上)

大 塚 武 松

( 1 )

本編は文久元年米國公使館通譯官「ヒュスケン」の殺害を動機に「米國公使」ハリスを除ける英佛蘭各國代表使臣の江戸退去を主題とし、其前程として横濱開港後に於ける我が初期對外關係上の紛紜を概説し、當時駐劄外交官中の最古參者として特に幕府當路者と親密なる關係に在りし米國公使「ハリス」又貿易關係に於て尤も緊切なる利害を有せし英國公使「オールコック」及び其他各國代表使臣の江戸退去に關する態度に就き記述したものである。

安政六年七月、英佛米蘭露五ヶ國との假條約實施せられ、横濱港の外國貿易の爲めに開放せられて以來、外國貿易に依つて劇増せらるべき需用供給の關係を圓滑ならしめる爲に、生産の充實を計るべき準備が充分に講せられてゐなかつた我が經濟界は、一時に大變動を受くるに至つた、幕府も豫めこれに留意して、國民日常の生活に必須なる

一 文久元年に於ける外國公使江戸退去問題に就て (大塚)

第十五卷 第二號 一七一

米麥等に就ては、條約締結の際其輸出に制限を加ふる條項を約定したのであるが、當時橫濱港に於ける主要なる輸出品であつた生糸、茶、水油、蠟及び銅、雜穀等は俄に輸出又は買占に依つて市中に缺乏を來し、市價爲めに高騰し他の物資の市價を騰貴せしめる結果と爲つたのである、此變動は我が多數國民に外國貿易を咒咀し、外人に對する感情を惡化せしむるには充分であつて、一面井伊幕閣の高壓政策に反抗して、必死潛行的に反幕運動に従事してゐた水藩亡命其他の志士浪士等に氣勢を與へ、言論の時代より漸次實行の時機に入らんとしてゐる尊攘運動の氣運を更に煽つたのである斯くして橫濱開港後我が當初の國交上に於て幕府と駐劄締盟諸國代表使臣との間に行はれた交渉問題は其往復文書の上より見るも、

第一、貿易遂行上の種々なる不備障礙 || 例令、彼我貨幣の兌換問題、勝手貿易の精神に矛盾せる

諸種の官憲干渉、稅關事務の澁滯、傭船傭人に就ての不備不便 || の改善に關する案件。

第二、橫濱開港後頻々として起つた外人殺傷問題即ち事件の善後措置、在留外人の生命財産の安全保證に關する抗議要求等  
が殆ど其全部を占めてゐる状態であつた。

## 二

橫濱開港後、新しき貿易港に集ひ來つた外商中には支那大陸に於て財利に惡辣手腕を弄した者も尠くなかつた、その一部は、我が假條約に規定したる彼我貨幣の一時的交換の約定が、實地運用上に不測の缺陷が發見せられた間隙に乗じて、我が金貨を購入し之を支那に輸出して一攫千金の暴利を貪り、彼我通貨の流通を阻止し、發達せんとする貿易を阻害し、一時之を中止の悲境にまで陥らしめんとしたことは顯著な事實であつた、假條約の規定では、向ふ一ケ年間は墨銀一枚は一分銀三

枚の比率で同種同量として交換せらるべきであつた、然るに英總領事「オールコック」の報告書にも見ゆる如く「日本に於ける金銀貨の比價は一對五の割合であるが、歐洲に於ては一對十五の比價である、金小判一枚即ち一分銀四個は一二三「グレン」で英國の二「ソベレーン」より一五「グレン」重く、一分銀四個は銀分二「オンス」三分の一であるが、小判一枚は巴里倫敦にて調査の結果に依れば一七「シルリング」六「ペンス」より一八「シルリング」六「ペンス」の間即ち銀三乃至四「オンス」の間であるから、日本の金銀貨の比價は歐洲より三倍の相違があり、金貨の賤しきこと約三倍である」云々、又「保字小判は一分銀十三枚三分の一の價格を有し、支那に於ては二弗五十仙より二弗七十五仙で賣却せられつゝある」と在り、又米國公使「ハリス」も「米國に於て試験の結果、小判一枚は一分銀十二個に相當してゐるから、日本

の金貨は現在より三倍高く通用せしむべきこと」及び「外商一分銀を以て金貨を買入輸出するから從來の小判を三分して一兩と爲すべきこと」を老中に警告してゐるのであるから、財利に敏慧なる外商中には墨銀を一分銀に交換し、一分銀を以て高價に小判金を購入し、之を支那に輸出して巨利を占めたものがあつたは、當然の事であつたらう、此不正行爲に關聯して、種々彼我貨幣の流通上に障礙を生し、彼我の間に難交渉は行はれたのであつたが、此外商の不正行爲に對しては、流石に強硬なりし「オールコック」も、日本との貿易を阻碍する重大なる障礙とて、之を本國政府に報告し、之が嚴制を要求してゐる。

「オールコック」は、其報告書に於て「現下日本との貿易に於て見らるゝ悲しむべき状態は、獨り日本官憲の不都合なる措置、其無定見にのみ罪を嫁することは出來ぬ、外人が之を誘發したる罪も大

なるものである」とて「外人が小判を購ふて清國に輸出するは、日本人は之を掠奪と見做し、條約明文の濫用であると憎惡してゐる、されば日本政府が江戸城の焼失を好機と爲し、一分銀の發行を中止し、銅の賣渡其他物資の市場搬入を抑制し始めたるが如きは、遂に貿易を中止状態に陥らしむべきものであるが、外商一部の不正行爲は、日本政府の斯かる措置を是認せしむるに若手の理由を與ふるものである」と言ひ「予は屢、此不正行爲に就て警告を英國國籍の商人に下したるも、他國籍の者の不正行爲を制止する權限を有たぬ、他國の領事事務を執る者の多くは、無報酬の商人であつて、中には多年支那に於て惡辣なる手段を弄し來つた者もあるのである、斯くして日本に於ける外商の地位は漸次喪失せられんとし、日本政府は我等外人を信用せず、條約の規定をも漸次縮小して、不實施に終らしめんと苦心しつゝある際に於て、

此惡辣なる領事代理及び不分曉漢の商人を相手に健全なる貿易の進路を求めんとするは頗る困難とする所である」とて、彼等不正漢の制裁は輿論の力に依る以外に方法なかるべしとの見解にて「予はこれ等二十人許の不正漢の行爲を北支那「ヘルド」紙上に掲載する手續を執つたが、米公使「ハリス」佛總領事「ベレクール」二氏も皆予と同意見である」と訴へてゐる(一八五九年十一月二十三日附報告書)

此報告を受けた英國政府に於ても、外務次官「モンド」(Mundond)の名を以て東印度支那協會本部に、警告を發して「支那日本在留の商人に日本との貿易を阻害し、英臣民の名譽を毀損せざる様警告を爲さんこと」を請求し、又「オールコック」の報告書に英政府の執りし措置を附記して、佛米蘭諸政府に回示して注意を促したのである、(一八六〇年二月一日附外務次官書狀、同年四月二日附米國々務卿「レス・カス」訓令、二月二十八日附駐巴里英大使より佛外相宛書狀)

「オールコック」は尙ほ當時横濱に來航在留せし

外人中には、邦人を蔑視し傲慢不遜にして屢泥酔して暴行を働き、甚しきに至つては鬼面洞喝して不正を働く者尠からず、爲めに圓滿なる國交の樹立、健全なる貿易の發展を阻害しつゝあるを虞り神奈川英國領事「ヴァイス」(Captain Vaise)に警告を發して「外國貨幣の不融通、貿易中止の危機を導く諸種の支障に就て、歐米人と日本官憲と、その孰れか重き責任を負ふものなるべきか、予は其の判斷に苦しみつゝあり」と述べてゐるものである。

(一八五九年十一月二十一日附書狀)

### 三

横濱開港後、前述の如く、外人に不正、不遜の行爲あり、又金貨流出の如き重大なる事態の行はれし半面に於て、横濱貿易の一切が我が官憲の仲介若くは其檢閲を經ることを要したること、又特定貿易免許人の制度行はれ、或は貿易品中時々其賣買を禁止せらるゝ等、條約に於て官吏の立合を

排斥したる勝手貿易の條項精神は殆んど實行せられざるのみか、税關制規の不備、運上役所掛員の不熟練、及官尊民卑繁文縟禮の習俗より生ずる事務の澁滞、或は貿易品の船卸船積に用ふる端艇及び勞役者並に在留外商の從僕の雇傭にも官憲の干涉多く、且船脚、勞役者の準備乏しく、爲めに不便の甚しきものが多かつたので、外商間には常に苦情が絶えなかつたのである。

當時横濱貿易の過半を占め尤も利害關係を有してゐた英總領事「オールコック」は、これ等の干涉故障を以て條約上主要なる條項の不履行即ち條約違反であると、屢々老中に抗議し、満足すべき措置を講せんことを要請し「曩に英國が強力なる艦隊を支那海に派遣して條約の勵行を促したるが如き覆轍を踐むに至らむ」と警告し、戰爭を以て屢幕府を威嚇したのである、(一八五九年十二月七日會日附書狀)此「オールコック」の洞喝の強硬態度は英外相

「ラッセル」の歡ばざる所であつて、外相は其報告に對し次なる趣旨の訓令を發して

女王政府は貴下の執つた一般措置に就ては承諾を與ふるものではあるが、日本政府と折衝するに方つて、戰爭を誘起せぬことを希望するものである、例令貴下が訴ふるが如き、條約の不履行其他不満足なる事故が是正せられず、又之を武力を以て強要せずとも、女王政府の尊嚴は決して毀損せられたものとは言はれぬ、然るに若し之に反して條約の履行を強制せんが爲めに、戦闘行為に出でたる場合は、英國は永遠に敵國視せられて其排斥を受け、且、女王政府は東洋に於ける凡ての國家と交戦武力を用ひたりとの惡評を蒙る危險を冒さなければならぬことである、されば一意強硬に要求の貫徹を圖らんよりも、寧ろ兩者間の行違を圓滑に解決する様努力すべきであつて、新規に開始せられた日本帝國との國交は、決して戰爭を以て始めらるべきものであつてはならぬ。

この警告を加へてゐるのである。(一八六〇年二月二十八日附訓令)

#### 四

以上二懸案中彼我貨幣兌換より生ぜし金貨流出通貨不流通の問題は、曲素より外人側に在りしを以て、幕府は「オールコック」「ハリス」等の助言を受け、種々對策を講じたる後萬延元年五月(一八六〇年六)に至つて、大小判金を改鑄して其形量を輕小にし、金銀貨の比價は略ぼ歐米の如くし、内外金銀貨と比率を平衡ならしめたので、金銀貨濫出の弊は漸次制せられたのである、彼我貨幣の流通に就ては之を市場の自由取引に委ねて比率を適用せず、只單に列國使臣館其他渡來の軍艦乗組員に對して、一定の交換枚數及び比率を定めて墨銀の交換を行ひ暫定の方法と爲して一先づ解決を告げたのである。

勝手貿易に支障なりと見做されたる諸種の紛紜は永く彼我の懸案として論議せられ、外人の苦情絶ゆることなく、文久二年兩都兩港開市開港延期

談判の爲に派遣せられたる遣歐使節の歐洲に於ける談判中にも、其交換條件の一として、貿易上の支障改善が彼より提議せられた程であつたが、横濱の貿易が其後月に日に長足の發達を示し、清國に於て當初二十年の歳月を要したる程度の發展振を暮年ならざる内に遂げ得たる有望なる前途に對し、英商其他は多大の期待を懸けつゝあつたので常に紛紜は繼續せられつゝも、遂にこれが爲めに顯著なる難問題を惹起するには至らなかつたのである。

## 五

次に第二の横濱開港後頻發した外人殺傷の事變は、内は國論の沸騰に惱み、外は外國使臣等の強談に苦しみつゝあつた幕府に對しては尤も困難なる厄介な事件であつた、既に早くも安政六年七月(一八五九)横濱開港後早々、英總領事「オールコック(年八月)」は「屢外人に加へらるゝ投石惡罵、又は武人

の威嚇の如き無法非禮は、單に無賴漢若くは不良少年輩の惡戯ではなくして、根底あるものである」と指摘したるが如く、同月八日(八月二)露西亞西北刺亞總督「ムラビエフ」の率ゆる艦隊の一士官二水夫の横濱に於ける殺害を最初の事變として、同十月十一日(十一月)英人で佛國の神奈川領事事務代理であつた「ルーレイロ」(Lourie)の従僕たる一支那人の横濱に於ける遭難、翌萬延元年正月七日(一八六〇年)英國公使「オールコック」の通詞傳吉の品川東禪寺使臣館門前に於ける殺害、踵で二月五日(三月二)横濱に上陸した和蘭商船の船長「デ・ボー」(De Vos)及び同「デッケル」(Decker)二人の斬殺及び同九月十七日(十月三)三田濟海寺なる佛國使臣館旗番伊太利人「ナタール」(Natal)の被傷等と頻々として起つた外人殺傷は、何れも盜財を目的としたものでなく、政治的動機より來つた犯行であつて、其下手人は悉く兩刀を佩びた武士で

あつた。

されば、當時外人間には「僅々半歳の間に六名の外人が犠牲と爲つたは、外人敵視の觀念より來つたことは明かで、特に水戸侯が徳川三家の一人として將軍家を自家の有と爲さんが爲め、外國との事件を醸し其混亂に乗じて志を遂げんとする政治的計畫の發現である、かゝる事變が概ね外國軍艦の江戸灣碇泊中に行はれしを觀るも、かゝる風説の確實性を證するものである、例へば、露國士官の殺害せられたる時は「ムラビエフ」總督の有力艦隊の江戸品川沖碇泊中であり、佛國領事代理の從僕の殺害は米艦「ポーハタン」の横濱に在つた時であり、傳吉の殺されたるは英艦二艘の江戸灣碇泊中であつたのである、又長崎箱館に於ては未だ斯る慘事は起らぬ、大名及び武士の集團せる江戸及び其附近に於てのみ斯る慘事暴行の行はるゝは尤も注意すべき現象でなければならぬ」と傳へら

れたのである。(一八六〇年三月六日附「オールドコック」報告) 此臆説は素より論ずる迄もないが、偶然か將た外艦の江戸海出現が慷慨悲歌の士を特に刺戟した事もあつたのであらうし、又これ等外人殺傷の犯行中には明かに水藩亡命者の手に依つて行はれたものもあり、然らざるも當時水戸藩士を中心に捲き起された擾亂興奮裡に刺戟せられた者の手に依つて行はれたことは事實であるから、自然かゝる風説を生んだのである、外人等が武士階級の敵視より起さるゝ殺伐なる暴行は連續的に繰り回さるべき根底ある現象と見做し其生命保全の上より眞劍に考慮すべき重大問題と考へ、其對策に懊惱するに至つたは尤も千萬のことでなければならぬ。

## 六

露國士官水夫殺害の際には、最初の事變として在留外人間に大なる衝動を起したが、「ムラビエフ」總督は品川沖に強力なる艦隊を有し、且我が



北境に遠大なる野心を抱懐しつゝあつたにも拘らず、英總領事「オールコック」等と協議したる結果其一艦「アスコルト」(Ascold)を殘留し、艦長「ウニコウスキー」(Unkowsky)をして

一、高官の者軍艦に來訪謝罪の辭を述ぶること。

二、事變當日措置頗る緩漫にして機宜を失したる、神

奈川奉行を罷免すること。

三、犯人を八月二十八日(九月二日)迄に逮捕し、露國土

官の面前に於て處罰すること。

の三ヶ條を其賠償條件として交渉すべきを命じ、江戸灣を退去したのであつたが、犯人は遁走遂に逮捕せられず、當日戸部の役所に在つた、外國奉行兼神奈川奉行水野筑後守忠徳、加藤壹岐守則著は爲めに閑職に貶せられ、二人とも遣米條約批准交換使節の内命をも撤回せられて、外遊の機を失したるのみならず、事變當日水野等が現場に出役せず、且事變後八時間を経過したる後漸く神奈川外

交團に變報を通告したる態度は、永く外交團特に「オールコック」の感情を害し、水野は更に第一次遣歐使節中にも其銓衡に加はつて居つたを、英公使の抗議に依つて再び歐行の機を失し、僅かに小笠原渡航で満足せねばならぬ結果となつたのである。

次に起つた、佛國領事代理從僕支那人被傷の際には、神奈川奉行等の執りし機敏の措置は、外交團の満足を得たるも、犯人は依然追捕せられず、更に外人間に恐怖の念を大ならしめた、事變後英國神奈川領事「ヅキス」の如きは、無謀にも在留英人間に公示して「外出には拳銃を携行し、日本人の官吏と庶民たるを問はず、之に對して武器の絶對自由使用を許可する」旨を布告するに至つた、(英神領事館一八五九年十一月六日公示)幸に總領事「オールコック」は、此大膽なる領事の措置を以て、却つて外人への危害を増長せしめるものと見做し「暗夜の外出以外に

は武器の不携行」其使用に際しては細心の考慮を要すべきこと」及び「神奈川奉行に於て犯人の檢舉を誓約せる」こと等を布告せしめて、前日の公示を撤回せしめたのである。

英使臣館通詞傳吉の殺害は「オールコック」すら彼が難破船員として多年支那に放浪し、素行修まらず、且常に洋装し英語を囁りて日本人間の嫌惡を招きしのみならず、舉止傲慢で屢日本官吏と衝突し、時々酔餘浪士等と諍論せしより、彼の身邊の危険は數次警告せられ、此凶變を豫想しつゝ、あつたと告白してゐるにも拘はらず(一八六〇年二月廿一日附報告書)依然幕府は犯人を逮捕し得ざりし失態と、外人の保護全く頼むべからざることを難詰せられ、此一匹夫の爲めに外國奉行目付等を使臣館に差遣して公使を弔問し、又其葬儀に參列するを餘儀なくせしめられたのである。

斯くして萬延元年二月五日夕、横濱市中に於て

蘭船長二名が突如武士の爲めに襲撃斬殺せられ、犯人は依然遁逃し逮捕せられぬ事變が起ると、外交團中には物議騒然として起り、斯く外人殺傷者が所刑の危険より全然解放せられて、虐殺暴行を逞うすることを得るならば、商利の爲めに來住せる商賈及び公僕たる使臣館員は常に其生命を危険に暴露せるもので、其商業を培養し、條約既得權を維持することを得ぬことに立ち到るであらう、日本政府は其無力なる爲めか、將又無意思であるか、外國使臣より強請壓迫せざる限り、何等進んで機宜の措置を講せぬ、特に政府の大名に對する態度は何等制裁戒飭をも行はず、無干涉放任の狀態であるとの見地から、英公使「オールコック」佛總領事「ベレクール」及び蘭總領事「デ・ウキット」の間に協議せし結果、確的なる方法を以て日本政府に壓迫を加ふる必要ありと認め、其方法として、頻發する外人殺傷及び其犯人不檢舉に就き嚴重な

る共同抗議を行ひ、更に此言論文字の抗議を一層有効ならしめるが爲めに、蘭船長二名の殺害事件に對しては相共に蘭總領事を支持援助して過大なる償金即ち一人に付貳萬五千弗宛を要求し、一は將來外人に危害が加へられたる毎に、日本政府に過重の負擔を荷はしめて、その外人擁護に敏捷有効なる方法を執らしむべく強制するの方便と爲し、二には大名武士等に暴虐なる外人への行動は自國に大なる損害を與ふるものであることを自覺せしむるの資と爲すべしと決議したのである。(一八六〇年三月六日附英公使報告書、同年三月一日十日附佛總領事報告書)

此協議に基き、被害蘭人の葬儀當日には、英公使は品川碇泊の軍艦「カミラ」(Canilla)を特に横濱に回航せしめ、艦長「コルボン」(Colville)に水夫を引率して之に參列せしめ、又横濱に碇泊せし露艦「ヤポニツチ」(Yaponitch)も同様の態度に出でて葬儀を盛大にし、列國民同情の厚きを邦人に示し

前記の償金と犯人の嚴重追捕とを要求したのであつた、幕府は茲に初めて提出せられた償金の支給には容易に同意を表せず(後文久元年八月に至り新小判千二兩宛を支拂ふに決し更に文久二年二月異變續出して償金額一般に高額となり)犯人は遂に捕縛せられなかつた。

## 七

尋で幾もなくその三月三日、櫻田門外に起つた井伊大老の遭難は、外人間にも異常な衝動を與へたことは勿論であつて、各國公使總領事等は彼等が探聞し得た事變の詳報に、各自の觀察を附記して、各本國政府に報道してゐるのであるが、(一八六〇年三月三十一日附「ハリス」報告書、同年四月二日「オールコック」報告書、同年三月二十九日附「ベングール」報告書)孰れも外國との交際並に貿易開始の結果として日本政局の深刻に動搖しつゝあるを目撃し、一層自己立場の不安を痛感せしめられたのである、幕府も櫻田事變後は浪士の跳梁を虞り、外國使臣館の前庭には大砲を裝置し、警衛の士卒を増加し、館員の

出入にも抑制を加へ、外人外出の際には、步騎兩様の警固を同行せしめたのであるが、同年十二月五日の夜(一八六一年一月十五日)米國公使館通辯官「ヒュスケン」(Husken)の殺害を見るに至つた。

「ヒュスケン」は安政三年七月(一八五六一年八月)米國總領事「ハリス」に伴はれて來朝した蘭人で、永く米國使臣館の通辯官として、邦語にも漸次習熟し、安政五年英國使節「エルデン」來訪の時にも通辯の勞を執つたのであるが、萬延元年五月以降「プロシヤ」使節「グラーフ・フォン・オイレンブルグ」の條約締結談判にも終始助力し、使節の居館たりし芝赤羽接遇所と麻布善福寺なる米國公使館との間を往復してゐたのである。此夜九時頃「ヒュスケン」は幕吏三騎と步卒四名の警固と共に騎馬にて、接遇所より公使館への歸途、七名の浪士の爲めに襲撃せられた、警固の幕吏は怯懦にも直ちに遁逃し彼は兩側より攻撃を受け、約二百「ヤード」は馬

背に堪へしも落馬し、瀕死の状態で米國公使館に運ばれ、普、英兩國の醫官の治療を受けしも夜半終に落命したのである(一八六一年一月二十二日附「ハリス」報告書)

此事變は外交團の神經を敏感ならしめ、極度に刺戟するに充分であつたのみならず、此事變の十數日前、幕府は六七百人の浪士聚嘯し、横濱居留地を焼き拂ひて外國貿易を破壊し、江戸の公使館を襲撃して公使以下館員を鑿殺せんとする陰謀計畫あるを聞知し、之を各國公使等に通告し、一時權宜の措置として、全使臣館員を丸の内の一ヶ所に避難せしめんことを提議し、外人の外出を停止し、各使臣館には二百人を下らざる警備を附したのであるが、此提案要求に對する各國公使等の意見態度未だ決せられぬうちに「ヒュスケン」の慘事が起つて、隨從警固幕吏の卑怯なる態度と、依然犯人の檢舉せられなかつたことは、痛く外人間に非難を惹起したのである、加之、十二月九日「ヒ

ユスケン」の葬儀が麻布光林寺で行はれた際、幕府は各國公使等の參列を途上危険であるとの理由で之を抑制せんとしたるにも拘らず公使等の參列目撃したる所に依れば、當日危険防止の爲め何等の施設がなかつといふので、公使等は幕府の不誠意を疑ひ、其無責任を痛く憤激したのである、英公使「オールロコック」は既に自衛の必要を認め、曩に横濱に來航した英艦隊司令「ジーネス」少將の退去に際し軍艦の殘留を求め、英艦「エンカウンター」(Encounter)は品川沖に假泊してゐたので、「ヒユスケン」の事あるや否や、直ちに其海兵二十名を上陸せしめて公使館の警備に充て、又其出入にも警衛に當らしめ、外國使臣が自國の兵員を以て自衛の途を講ずる濫觴を作つたのであるが、遂に各國代表使臣間に江戸退去が議せられることゝ爲つたのである。